

## 第2回年金業務・社会保険庁監視等委員会

1 日時 平成19年8月23日（木）14:00～16:10

2 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室

3 出席者

（委員会）葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員

（総務省）村木行政管理局長 田部事務室長 長屋主任調査員 横田主任調査員ほか

（社会保険庁）村瀬社会保険庁長官 清水総務部長 青柳運営部長 今別府運営部企画課長

4 議事次第

(1) 社会保険庁からのヒアリング

(2) 委員討議

5 会議経過

【葛西委員長】 それでは、ただいまより、第2回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

それでは、社会保険庁からヒアリングを行います。

本日は、社会保険庁から村瀬長官、清水総務部長、青柳運営部長、今別府企画課長にお越しいただいております。

去る7月27日に行った意見具申及び勧告を踏まえまして、事務室を通じて5,000万件の年金記録の精査及び名寄せの具体的内容や、詳細な作業工程について資料の提出をお願いしておりました。

また、その他年金記録問題全般の取り組み内容、スケジュールや、新たに構築される年金記録管理システムの取り組み状況等についても同様に、資料の提出をお願いしてきたところであります。

本日は、そのすべてが提出されているという状況では必ずしもありませんが、本日提出された資料につきましてご説明をいただくとともに、提出に至っていない資料につきましては、その作業状況等をご紹介いただきたいと思います。

それでは、社会保険庁から、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【青柳運営部長】 運営部長の青柳でございますが、早速ご説明に入らせていただきたく存じます。

お手元に年金記録適正化実施工程表案という形の資料をつけさせていただきまして、それに別添資料という形で説明の資料がついたものをお配りさせていただいているかと存じます。

この工程表案なるものは、7月5日に政府・与党がとりまとめをいただきました対応案につきまして、その具体的な取り組みをどうやって進めていくかということを中心にまとめさせていただいた私どもの素案でございます。

ごらんいただきますように、枠囲いをいたしました部分が既に7月5日の政府・与党のとりまとめで決定をいただいている部分でございます。その枠囲いをした部分について、具体的にどのような進め方で進めていくことになっているのか、その後、どのように進捗しているのかということ各文章として叙述させていただいているというスタイルをとっております。

もちろん、この枠囲いをしている部分、きょうお出しした部分以外にも、7月5日の政府・与党とりまとめでは、この資料の冒頭に書かせていただいておりますような相談体制の拡充や、社会保障カードの導入についての叙述、あるいは、既に監視等委員会のようにスタートしております、総務省さんが中心になってお進めになる施策、これらがございしますが、本日はそれは省かせていただいているということをご了解を賜りたいと存じます。

最初に、私から、この工程表の大まかなアウトラインについてご確認を含めてご説明をさせていただき、後に、中心となる、いわゆる5,000万件の解明についての部分を今別府企画課長から詳しいご説明をさせていただきたいと考えております。

まず、私からご説明させていただきます点は大きく4点ございます。

まず1点目は、年金記録問題について、特に年金記録の名寄せの作業につきまして、具体的にどんなシステム開発をしていくのかということ、工程表で申し上げれば1ページの部分、冒頭の部分でございますが、資料といたしましては、別添1と別添3に当たる部分でございます。

別添1では、具体的に今回行いますシステム開発は、このようなことをやる予定でいるということ。それから、契約については、現在、まだ価格交渉を関係の各会社とやっているところでございますが、大まかな規模のボリュームが大体まとまりつつありますので、大体このくらいの契約金額のものでやろうということ考えているということをお示しさせていただいております。

詳しい内容は後ほどごらんいただくといたしまして、具体的に名寄せはどんなイメージ

でやるんだろうかということについては、資料編の3ページにイメージ図、甚だ粗雑なものでございますが、つけさせていただいております。これは、既に7月5日に公表させていただいたものと基本的に同じでございますが、第1次、第2次ということで、第1次の名寄せは、氏名、生年月日、性別について、かなりリジットな形で名寄せをさせていただきます。

そして、第2次の名寄せでは、少し幅を広げて、例えば名前の間違いや生年月日のずれなどがあるものについても拾える形の名寄せをさせていただきたいと考えてございます。

それぞれについて、そのほかの資料はご参照いただければと存じます。

続きまして、大きな2点目が5,000万件の解明の関係でございます。これは、本文の資料で申し上げれば2ページのところでございまして、前回の委員会でも委員の先生方からお尋ねがございまして、準備中のものであったり、なかなか具体的な内容が固まっておらないものばかりでございましたので、はっきりとしたご説明ができなくて大変失礼をいたしました。その後、整理のできましたものについて、今回ご紹介をさせていただきたいということで、これは別添2に当たるものでございます。後ほど、企画課長からそれぞれについて詳しくご説明させていただきたいと考えております。

3点目は、ねんきん特別便についての叙述でございまして、これは本文のページを飛ばさせていただきます。5ページから書いてあるものでございます。7月5日のとりまとめでは、まず、名寄せによって新たに記録が結びつく可能性のある方について、平成19年12月から20年3月まで、そういう旨のお知らせをします。その後で、その他の方についても、1億人すべての方に特別便という形で20年10月までの間にお知らせをすることが決められておるわけでございますが、これについてやや詳しく、その後決まったことをここに書かせていただいております。

この点についての別添の資料は7と8でございます。別添7、別添8をごらんいただきますと、どのような内容を特別便としてやるのか。それは、従来、定期便ということで考えておったものとどのような関係になるのかということを図示してございますので、ご参照いただきたいと思います。

4点目の大きな点は、突合関係の叙述でございます。これは、本文で申し上げますと7ページから8ページ、9ページにかけてのさまざまな国民年金の特殊台帳、その他の原簿に当たるものとの突合をどうやっていくかということでございますが、これにつきましても、別添9、別添資料のページで申し上げますと21ページでございますが、片方で5,00

0万件の名寄せを進めながら、国民年金の特殊台帳、厚生年金の被保険者名簿、あるいは市町村が保有されておられる国民年金の被保険者名簿、こういったものとの突き合わせを順次計画的に進めていくと。その具体的なスケジュールを別添9の資料にお示しさせていただきます。

また、この対象となる資料の保管状況について、続きましての別添10に、どのくらいの件数がどのような形で保管されているかということの数字が、現在までにまとまりましたものがございますので、これもご参照いただければと存じます。

そのほか、冒頭申し上げましたように、7月5日にとりまとめた内容のものについて、その後、検討されて追加された内容が本文に叙述がございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

それでは、引き続きまして、企画課長から、別添資料2を中心にいたしまして、5,000万件的の解明について詳しい説明をさせていただきたいと存じます。

**【今別府企画課長】** 企画課長でございます。

引き続きまして、別添2、まず11ページをごらんいただきたいと思います。ここに全体を俯瞰する形で、こういう表にしております。先日、一部の先生方ともご相談をさせていただきまして、そこでの議論も踏まえて、若干、事前に送付させていただきました資料とは変えておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、いわゆる5,000万件的の年金記録の解明作業ということで、システム開発をして名寄せをしていくことと、5,000万件の中身を分析していくという大きく2つの項目があります。

まず、システム開発でございます。これは、先ほど運営部長から説明をいたしましたように、まだ契約書そのものは調印しておりませんが、中身についてはおおむね合意しておりまして、先ほど説明したように、第1次名寄せ、その右にあります、氏名、性別、生年月日というもので名寄せをする。それから、2次名寄せと書いてありますが、これは条件を緩和して、何通りかという形で波状的にやっていくつもりでございますが、結婚して苗字が変わったケース、生年月日が若干ずれたケース、そういうものを名寄せしていくと。

これらによって、一応20年3月までに、この名寄せで該当した方に対して、ほかに記録があるのではないのでしょうかということで通知を差し上げる。それに基づいて返事をいただいて名寄せをしていくと。そういうことで考えております。ここ、まず20年3月に

何ができるのかということを確認にさせていただきました。

それから、その下にございますけれども、5,000万件の記録の整理ということで、これはシステム開発、契約書自体は間もなく締結をさせていただきまして、9、10、11月までに開発を終えて、12月から実際に実行いたしますが、システム開発をやっております11月までの間に、並行してこういうことをさせていただこうというものを書いてございます。

2つありまして、1つが、氏名、性別、生年月日、これが必ずしも全部埋まっていない記録がございますので、これらについて、そこを補充するという作業を並行してやっています。これは、現時点でデータが実際にあるものを整理いたしまして、これは地方で分散して実行しようと思っておりますので、地方に発送して、そこでそれぞれ、ここに書いてありますように、年金手帳番号払出簿というものの番号順に整理をいたしまして、その払出簿に記載されている氏名等の情報を補充していくと。こういう作業を11月までに終わりたいと思っております。これを11月までに終わって、そういうデータがもともときちんとしているものと一緒に名寄せの工程に乗せていくと、こういうことで考えております。

それから、②でございますが、5,000万件の中で複数の番号で管理されているけれども、氏名、性別、生年月日等が同じで同一人である可能性が高いものというものを整理していくということでございます。

名寄せをいたしまして、その後、先ほどごらんいただきました別添の特別便のところに詳細がございますけれども、まず、3月までに、ほかの記録と結びつく可能性のある方に特別便という形で送付させていただく。その後、4月以降は、そういう可能性がなかった方に対しても、残りの方すべてに対して特別便という形で送付していきます。これは後ほど、別の資料がございますので、確認をしていただこうと思います。

そういう形で、まず名寄せをして、可能性のある方の記録を統合し、その後、ほかの方にも、ご自分の加入履歴をすべて確認いただいて、念を押していくと、こういう作業をしていきます。

それから、残念ながら、こちらの記録にない、今、年金制度にそもそも入っていない方に対しても、これは年金から介護保険料を天引きするという制度がありますので、裏を返せば、そういう制度に載っていない方が無年金者である可能性がございますので、そういう形を中心に呼びかけをして発掘していくというのがその下に書いてございます。

それから、並行いたしまして、今もかなり数が出てきておりますけれども、年金記録確

認第三者委員会で、個別に年金記録が結びついていくということが行われております。ここには、もとより書いておりませんが、当然、通常の社会保険庁の業務の中で日々記録が結びついているということで、いわゆる5,000万件というのは1年ぐらい前の数字ですけれども、その後、150万件近く、通常業務を通して5,000万件が減少したということも既にお示しをしたとおりでございます。

それから、並行いたしまして、民間の専門家チームと連携した解明作業、下に書いてございますが、ここでは何をするかと。これは、民間からシステムの専門家を何名かお招きして、その方と社会保険庁の人間と一緒に5,000万件の分析をしようということでございます。もとより、予備的調査で2月に5,000万件という数字が出て、総理に精査をするようにと言われて以来、何もしていなかったのかというおしかりもいただきましたが、年齢階級別の数字、その他、幾つか中でも検討を続けてきておりましたけれども、専門家の参加をいただいて、ここに書いてございますように、それぞれの年齢でどれだけの期間、年金制度に入ると給付に結びつくかというのがございますので、まず、年齢別にきちんと分析を試みようというのが①でございます。

それから、未統合の理由。これは、別の紙に定性的な分析をいたしました。従来は、若い人であれば、これから統合されるであろう、あるいは裁定を経た方であれば、亡くなっているか、あるいは受給要件に満たなかった人であろうという説明をしておりましたけれども、さらに細かく定性的にいろんなケースを分析し、特に年金の受給に結びつくか否かということを中心にきちんと分類をしようとする。

そういう意味では、先走りますけれども、その後、いろんなことをやって、最後の一人まで、どういう方なのかということは徹底的に解明をしようということで進めようと思っております。

それから、残念ながら、名寄せでほかの年金記録と結びつかなかった方というのが、上から名寄せできなかった記録ということで、下におりてきて、黄色のところの箱に入っておりますが、名寄せできなかった記録について、それぞれ分析チームで解明しました定性的なものに基づきまして分類をして、それらの方について次のステップ、住基ネットを活用するでありますとか、あるいは、右下にありますけれども、最後は、かつて勤務していた事業所へ照会すると。そういうことも含めて、徹底的に分析をしていって、最終的に、右下にありますけれども、結びつかない記録というのはどういう記録なのかということも分類していくということで考えてございます。

これが大まかな流れでございますが、同じく別添の資料の19ページを、別添7でございますが、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、ねんきん特別便という形で加入履歴をお送りします。20年3月までに何ができるのかできないのかということを少しご説明させていただこうと思います。

先ほどご説明したように、11月までにシステム開発をして、同じくデータの補正をして、12月からシステムを動かして名寄せをしていく。それで、ほかに記録が結びつくと思われる方にどんどん通知をしていきます。その作業が20年3月までということでございます。20年4月からは、ほかに記録が結びつくと思われる方以外の方に特別便ということで、これは、もともと20年4月からねんきん定期便というのを予定しておりましたけれども、それを前倒しする。期間を圧縮して、定期便自体は、被保険者のみへ対応する予定でしたけれども、受給者も含めた1億人全員にお送りをするという形で、それぞれの年金の履歴の確認をしていただくと、こういうことで考えてございます。

先ほどの名寄せと、それに基づく特別便の送付というので、そのためのシステム開発が必要になって、それが一番最初についておりました別添1というところで書いてありますシステム関係の契約でございますが、ここに具体的な金額が載っておりますけれども、これをさらに交渉して、間もなく契約をすると、そんな段取りでございます。

それから、幾つか事前にご質問をいただいております中で、今、口頭でもお答えができる話でございますので、補足いたしますと、まず、こういうものを送ったときに、前回、基礎年金番号の統合のときに、住所がわからなくて返ってきたのがかなりあったのではないかと。したがって、今回も同じことが起こるのではないかと、こういうご指摘をいただきました。

これは、今回は、住基ネットを活用することも含めて、あるいは、事業所経由できちんと送ることを含めてやりたいと申し上げましたし、前回も、今の事業の実績で、58歳だと3%ぐらいが戻ってくると。若い方、35歳だと10%ぐらいが戻ってくるという話もご紹介いたしました。この関連で、IDパスワードのデータを見れば状況がわかるのではないかとご指摘をいただきました。それはすぐわかるはずだと、こう言われたのですが、残念ながら、確認をいたしましたところ、もともとIDパスワードの制度をつくる時の予算的な制約等もあったんだと思いますが、そういう分類ができない状況になっておりますので、今ただちに、どういう原因で発行ができないのかという分析ができない状況になっております。

ただ、若干、サンプル調査の形で何千件かのデータを見たところ、私は、この制度自体は受給者が対象になっておらないので、受給者が申し込まれているのがかなりあるのではないかという感想を申し上げたが、それは1割ぐらいございまして、やはり、住所その他の基本的なデータが正確に入っていないので出ていかないという傾向が出ているようございまして。これはさらに時間をいただいて分析をして、特別便の発送に反映をさせていきたいと考えてございまして。

取り急ぎ、私から補足する点は以上でございまして。

【葛西委員長】 ご説明、これで終わりでしょうか。

【青柳運営部長】 1つだけよろしゅうございましてか。

今の企画課長の説明でほとんど尽きておるんですが、民間の専門家チームにつきましては、実は20日に野村総研の方がヘッドという形で着任をいただきまして、遅ればせではございまして、解明作業に着手させていただいたということだけ一言つけ加えさせていただきたいと思っております。

【葛西委員長】 それでは、どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問を委員からご発言をお願いしたいと思います。質疑応答の時間は約60分ということで、お願いしたいと思います。

【村岡委員】 1点質問と要望があるんですが、今のご説明で非常に手順はクリアになったと思います。第1次の名寄せ、第2次の名寄せ、それからできなかったことについての解明という、どういうことをおやりになるか非常にクリアになったと思います。

思いますが、逆に、いろいろと心配になってくることもあるわけですね。別に、今、細かなことを議論しようという気は全然ございませぬけれども、例えば一例で申し上げますと、生年月日がプラスマイナス1日といたしますけれども、例えば私は昭和17年生まれですが、それを7年と誤記されていたらどうなるのかとか、村岡洋一ですが、たまたま村岡洋と書かれたらどうなのかとか、いろいろ心配になることがあるわけです。別に今それを議論しようという気はございませぬ。お願いは、多分、やっていくと、いろんな時点でやってみただけで、想定したようにはいかなかったとか、思いもかけないことがわかったとか、いろいろあると思うんです。今全部わかっているなら、別に我々が集まって大騒ぎしなくてもいいわけですから、多分、わかっていないから大騒ぎしているんだと思います。別に、それは、繰り返し、いい悪いを言う気はありませんけれども、やっていけば新たにわかること、またはやっていって、うまくいくはずだったんだけどいかなかったこと、い

ろいろ出てき得ると思います。

そういう意味で、このご予定は、これを見ても非常にクリアではありませんけれども、時点時点で、こう思ったんだけど、これはこういうふうにしたほうがいいのか、こういうデータを取り直して判断して、こうやったほうがいいのかというフレキシビリティを担保されるべきだと思うんですね、こういう作業のときは。

先ほど例のIDパスワードのところ、たまたまつくったシステムは、そういうことができないようになっていましたという。それはそうだと思うんですけど、仮にそういうシステムはシステムとして、そのシステムはIDパスワード、いろんなデータをとることが必要だとしますと、これが民間であれば、即お金をどこかからとってくるから、プログラムをつくらうよということをつくると思います。

これがきっと、私はお役所にいたことがありませんけど、お役所だと予算がどうのこうのとか、そのシステムを開発するにはどういう業者を選ばなきゃならないとか、いろいろ難しい手続があるんだろうとは思いますが、そういうことも含めて、相当柔軟に対処できる仕組み、プロジェクトチームをつくっておいていただきませんか、予定は立てた、立てたから、これから一步も外へ行けないということになりますと、うまくいけばいいんですけど、たまたま何かあったときにはどうしようもなくなると思います。

そういう意味で、世の中、当たり前ですけど、人、物、金も含めて、意思決定の仕組みも含めて、相当柔軟に動ける。それは、もちろん権限もあると思いますし、責任もあると思うんですが、そういう組織をきっちりつくっていただいて、適宜、要所要所で判断していただいて、これは別に、繰り返し、しつこいようですけど、想定が間違うとか違うということはあると思いますし、あって当然だと思いますから、それは構わないと思いますが、そういうことに対応できる仕組みでやっていただきませんか、うまくいくものもいかなくなるんじゃないかということで、これはほんとうにきついことを言うんですけど、強いお願いですので、よろしくお願ひしたいと思います。

**【葛西委員長】** その点は何か。

**【村瀬社会保険庁長官】** おっしゃるように、名寄せをする段階において、そもそも名寄せのヒット率がどれぐらいになるかまだ想定できておりませんので、これによって、やはりやり方も相当変わってくる可能性があるんだろうと思います。

ただ、我々としましては、先ほど申し上げましたように、ねんきん特別便という形で、現在、生存されておられます被保険者、受給の方全員に記録をお送り申し上げるというこ

とをやらせていただきますので、その記録で漏れがあれば、ご本人から何らかのリアクションがある仕組みを講じれば、今先生がおっしゃったような形の部分の穴埋めもできるんだろうということ、そこをどこまで精緻に名寄せでいくのかどうかというのは、名寄せの動向によってご判断をさせていただきながら決めさせていただけたらと、このように考えてございます。

【葛西委員長】 想定外の事態というのは、仕事をやる場合には常に出てくる。だから、100%予測どおりの地図でいけばいいということにはならないと思うんですね。それを今、村岡さんがおっしゃったと思うんですけど、そのときに、柔軟に対応するためには、多分、お金が要するという、1つの予算ですよ。それから、定員が必要だという、これはお金とトレードオフの関係にあるかもしれない。そういうのは、今の社保庁の仕組みの中では、予備費かなんかで確保できると考えていいんですか。

【村瀬社会保険庁長官】 先ほど名寄せ関連の費用のことを申し上げましたけれども、あの件につきましては、システム開発の中で、ぎりぎりほかの部分を削減して優先的にこれを持っていくという形でさせていただいていますので、この名寄せ関係のお金については、一応手だてではできるだろうと。ただ、それにプラスアルファのものはどれだけ出てくるかということでございますけれども、この分については、正直言いましてまだわからないというのが今の現状でございます。

ただ、1つ言えますのは、先生もご存じのように、ホストで全部プログラムを組みますので、柔軟性という問題からいえば、名寄せの仕方の枠組みをどう変えるかだけなんだろうと思うんですね。そのときのヒット率の問題で、例えば生年月日を除いて本人名寄せをやると、たまたま1人はよかったかもわかりませんが、ほかの方々には全く無意味な形になりますので、そこは、果たしてシステム開発をして対応したほうがいいのか、先ほど申し上げましたように、ご本人に通知をお送り申し上げて、それでもってしっかり確認をさせていただくというプロセスがいいのか、そこはやりながらご判断をするという形で、どういう状況になったかにおいて、例えばこの委員会にまた、実は、名寄せでこういう結果でしたと、これについて、こういう手だてでやりますという形での報告をしながら動いていくということも私は可能なのではなかろうかと、このように考えております。

【大宅委員長代理】 1つ質問いいですか。今のこれのと。これ、どこからか問題になったときにちらっと読んだんですけど、常識的に考えて、これは絶対同一人物だなと。でも、法律上、ちゃんと1つずつにして上げておかなきゃいけないというので、5,000

万という数になったというのをちらっと読んだ覚えがあるんですけども、融通とか柔軟性とかという問題が今までは発揮し得なかったのか、いや、発揮はできたんだけど、やらなかったのか、どうなのでしょう。

【村瀬社会保険庁長官】 データという観点からいきますと、5,000万件の中には、既に年金の受給がない、そもそも保有していなくてもいいデータも事実上ゼロではないと思っています。ただ、一旦、手番を打たれた人についていえば、仮に死亡されたとしても、データはずっと保有するという形になっておりますので、そういう意味では消せ切れていないと、こういうふうにお考えいただけたらと思います。

したがって、今回、いろいろな作業の中で何を講じようかという形で、そもそも既に亡くなられた方、例えば住基ネット、我々でいいますと失権のデータを持っていますから、その部分を合わせて、事実上、既にお亡くなりになっておりますという方が出てこれば、今後の工夫としては、その方々のデータを別保管するという形でもって、5,000万件の中身が、実はあと残っているのはこれだけですよということで明確にできる形はできるんだろう、こういうふうを考えておまして、今、大宅先生おっしゃった、そもそも個人個人のデータについて、いろんな問題があったから一緒にできないんだということではありません。

一方、ご本人の申し出によって、実は同一姓名、同一生年月日の方もゼロじゃないんですよ。正直言います、何件か間違っただけで裁定して、後から修正をしているというのも現実問題がございます。したがって、そこは統合するにしましても、非常に慎重に対応していかないといけない部分というのがある。また、そのデータをしっかり残しておかないと、今後はいけないだろうと、こんな形で考えております。

【青柳運営部長】 一言補足させていただいてもよろしいでしょうか。

ただいま長官から申し上げたとおりなんですけど、ありていに申し上げまして、従来、お金なり少し手間をかければ、もうちょっと整理ができたんじゃないかと思われる点が正直言ってございます。先ほど説明いたしましたこの大きな紙で一例を申し上げますと、11ページの紙の中のシステム開発のすぐ下のところに、5,000万件の記録の整理ということで、①、②という叙述がございます。

①は、先ほど企画課長からも申し上げましたように、氏名の欄が空欄になっている記録なんかについては、実は、その人について年金手帳番号を払い出したときの原簿に当たれば、そこには必ず、だれだれにこの番号を払い出したということがわかるので、そこまで

たどってみようじゃないかということで、これは、従来からもこういう払出簿はございましたから、少しお金と手間をかければ、そういう意味で、名なしの記録なんていうものは存在しないで済んだんじゃないかと私ども大変大きく反省しております。

それから、②にございます異なる手帳番号の記録で云々というところは、5,000万件の中にも同一人の記録と思われるものがあるんじゃないだろうか。したがって、5,000万件の中での名寄せというのをまず最初にしようじゃないかと。その後に、それと1億件の基礎年金番号を名寄せするという作業が必要じゃないかということで、これまでに少しお金と手間をかければ、そういう作業もできたんじゃないかということで、これも大変大きく反省をいたしております。

今回の作業を契機に、そうした従来の5,000万件の中で、私どもの手持ちの記録で整理ができるものは整理した上で、名寄せの作業をさせていただきたいと考えております。大変大きく反省しているということで、ご了承いただきたいと存じます。

**【住田委員】** 今いろいろな話をお聞きして、幾つか気になったことがございます。まず、これまでお金と手間をかけさえすれば、何とかできていたというものに対して、名なし等で残ってしまっていることについて反省をしていると。こういう反省点というのは、逆に検証委員会でお調べになることだろうと思うんですけども、やはり、組織として問題があったのではないかと。それに対しては、年金の積み立てられた財源から支給されるのではなくて、場合によっては別の責任の追及もあるのではないかなという気がしてならないわけなので、そこら辺について、なぜこんなものがあつたかについては、どちらかの機関で明らかにしていただくようお願いしたいと思います。

それから、2つ目ですが、最後の一人まで徹底的にどういう方が精査しようという姿勢、それ自体は1つの目標として納得はできるんですが、実は、片や12億幾らという予算が講じられていて、しかも今契約交渉中であって、その金額におさまるかどうかわからないというときに、ぎりぎりの削減をしながら、優先順位をつけましたといって、結局同じ財源から出ているということとなると、こういう高いお金をかけるという費用対効果の点から、どうみるのかということです。特に今回は、単なるお役所の仕事ではなくして、民間の経営的な発想から、社保庁、そして今後の年金機構へ変わるわけですから、その点も十分に配慮して頂きたいです。

具体的に言いますと、死亡者や受給権がない、失権していると思われる方について、最後に残ってくるんじゃないなくて、最初からそれはうまくはじき出して別のデータにするとか

いう形で、名寄せの前にそういうことをやるほうが少し安く上がるのかとかなども思うのですが、そこはよくわかりませんが、そういうふうな費用対効果という言葉が今回一切入ってこないことに対して、私としてはいかがかと思っております。

そういう意味でいきますと、緊急必要の作業と、そうでない作業との区別をあまり書いておらずに、とにかく全部を名寄せするということがばかりをおっしゃっているんですけども、どうもそれはシステムありき、整理のための整理ありきという気がしてならないので、そのあたり、合理的にこういう形で手順を踏んだという跡が見えるところもまたご説明いただきたいなと思っております。

以上です。

**【葛西委員長】** 今の点について何か。

**【青柳運営部長】** まず、契約について、私からも、現在まだ交渉中と申し上げましたが、その点は、むしろ、これ以上に値引き交渉をするということで私どももやっておりますので、この金額がマキシマムと現時点でご理解いただいて、そう間違いはないだろうと思っております。

それから、反省するのはいいけれども、組織としてこれまでのやり方に問題があったのではないかというご指摘は、ある意味で大変ごもつともな点だろうと思います。この点については、前回もやや言いわけめいたご説明をさせていただいたかと記憶しておりますけれども、従来の年金記録の整理の仕方というのが、実際に年金の裁定をお申し出になったときに、ご本人からお申し出いただいて、確認をすることによって、こういった記録の統合が進むという基本認識が組織的にあったことは否めないだろうと思います。

したがって、そういうご本人からの申し出もあって、記録を統合するという従来の考え方を大幅に改めて、こちらで記録が統合できるものをした上で、ご本人に最終的に確認をいただくと、今後の年金のいわば裁定の手続そのものを大きく変えるということの1つのきっかけが今回の作業ではないかと思っております。

その意味では、問題が起きたからというきっかけではございますけれども、年金の仕事の仕方そのものを大きく変えていくきっかけにしたいというのが私どもの偽らざる気持ちでございますので、その点をぜひご理解を賜ればと考える次第でございます。

**【岩瀬委員】** この工程表についてお聞きしたいんですけども、名寄せが20年3月までに終了すると。住田先生からもありましたが、優先順位がこれだとちょっと見えないんですけども、今までのヒアリング等で聞いたお話で、まず2,880万をやって、そ

れを優先させると。これはそういうことでよろしいわけですね。2,120万に関しては並行的にやるということでしょうか。

【今別府企画課長】　そこは、そういう議論をしていた時期もありましたけれども、最終的には、名寄せ自体は一緒にやっていって、実際の特別便自体は、さっき別添の7でお示しをしたように、記録が結びつくと思われる方は、受給者も被保険者も同じ20年3月までに、こちらから可能性のある人を見つけて通知をするというところは同じでございます。

【岩瀬委員】　ですから、作業としては、3,000万人の受給者の人たちと、2,880万人ぶつけて名寄せをするわけですね。その作業とあと7,000万人ですか、それと2,120万人ぶつけて名寄せをするわけですね。2つ分けるのではないですか。

【今別府企画課長】　一緒にやることになるわけです。

【岩瀬委員】　一緒にやるというのは、3,000万には当てないということですか。

【今別府企画課長】　別添7にありますように、結びつく方は同じ時期にやることになっていますが、その後、結びつかない方については、まず受給者を優先するというのは明確にしております。

【岩瀬委員】　ちょっとわからないんですけれども、5,000万まず名寄せを一気にかけてちゃうということですか。

【今別府企画課長】　そうです。

【岩瀬委員】　結びついた人はそれで出すと。結びつかなかった人たちは、年齢別に分けて、つまり、受給者と現役勤労者に分けてもう一回ぶつけ直すと。

【今別府企画課長】　そうです。

【岩瀬委員】　なるほど。

ちょっと細かいことを聞くようなんですけれども、その前に、先ほど年金払出簿等からの記録の補充をするという話ですよね。これ、年金記録払出簿で補充をするに当たって、どの程度の作業量で、どういう体制でおやりになるのか。払出簿にあっても、コンピューターの記録と一致しない場合とか。

【今別府企画課長】　基本的に、データが欠けているものを補充するという話なので、年金番号を払出簿で確認して、その払出簿に載っている名前なりを補充していくと。その後で名寄せをするということ。

【岩瀬委員】　もちろん、その払出簿に載っていればいいんですけれども、払出簿に載

っている記録は間違っている可能性もあるわけですね。

【今別府企画課長】 もしそういう可能性があれば、ほかのデータで検証していくということになります。

【岩瀬委員】 ほかのデータというのはどういうデータ？

【今別府企画課長】 名簿なり、あるいは台帳なりという。

【岩瀬委員】 事業所整理番号とか？

【今別府企画課長】 番号といいますか……。

【岩瀬委員】 まあ、そういうので探していくと。

【今別府企画課長】 ええ。

【岩瀬委員】 作業量としてかなりかかりますよね。

【今別府企画課長】 ただ、基本的には、払出簿で補充ができるという前提で考えております。

【岩瀬委員】 それをやりながら、もう一方、政府のパッケージを読んでいますと、そういうことをやりながら、片や1,430万件と36万件も5月までにやりますという話ですよ。そういうことはできるんですか。

【今別府企画課長】 これはまさにお約束事項ですので、最優先でやりますので、そういう意味で、さっき触れましたけれども、全国の300の事務所を使って分散してやるという方式をまず考えています。

それから、これはシステム開発のところからスタートしておりますので、まだ契約も結んでいないのかと、こういう印象をお持ちかもしれませんが、実際は、システムを動かす前提になるデータを打ち込んだり、今の払出簿でデータを補充するためのリストをつくっているということはもう既にやっておりますので、11月までに間に合わせるということは可能だと考えております。

【岩瀬委員】 監視委員会ができた理由でもあるとは思いますが、つまり、社保庁がこういうことをやります、あるいは、こういう決意で臨みますということを政府自体が信用していないところだと思うんですね。だから、監視委員会に社保庁の作業プログラムを全部チェックして、意見を言うんだったら、意見を言えと、国民に説明しろということで監視委員会ができていくわけですね。いわば、嫌われ役としてスタートしたわけです。

だから、いろいろ細かいことをお聞きしたいんですけども、そういう作業体制とか作

業量、それとあと、どの程度の人員配置。全体的な人員の配置を全国的に組みかえないと難しいのかなと僕なんかは思うんですが、その辺どうなっているのかというのは、後で結構なので教えていただけないですか。

【青柳運営部長】 定性的にお答えできる範囲でお答えすると、払出簿の作業は、先ほど今別府からも申しあげましたように、各社会保険事務所におろす形で、各社会保険事務所にリストをこちらから送りまして、その払出簿の部分を照合して、それを埋めてくれと、こういう作業で考えていますので、確かに事務所によって、事業所がたくさん固まっている東京、大阪なんかは相当の作業量を考えなきゃいけないと思うんですが、それ以外の府県に関していえば、1事務所当たりの作業量は、さほど大きなものにならなくて済むんじゃないかという見通しで考えております。

【岩瀬委員】 でも、そういう作業をして名寄せをして郵送して、それを3月までに一応終わると政府のパッケージでは書かれているわけですよ。僕は、多少ずれ込んでもしようがないと思いますけれども、今のご説明だと、3月までにやる部分と、ずれる部分というのがあるわけですね。履歴の郵送の部分ですよ。

【青柳運営部長】 4月以降にやらせていただく分ですね。

【岩瀬委員】 4月以降ですね。でも、パッケージを読むと、5,000万件に関して3月めどで大体終わると読めるんですけども。違いますか？

【青柳運営部長】 私どものご説明が不十分だったのかもしれませんが、先ほど来ご説明をしております別添2の資料をごらんいただきますように、名寄せの作業そのものは既に7月5日の政府・与党のとりまとめでお決めいただいたように、3月末までに終了して、4月以降、今、岩瀬委員からもお話のあったように、その他のいわば名寄せとは直接かわりないと思われる方々のお知らせに移行していくということになるわけですが。

【岩瀬委員】 4月以降ですね。

【青柳運営部長】 4月以降ですね。その際に、いわば名寄せの対象になる方々というのはそういうことで、3月までにすべて送付が終わりますので、その作業の過程の中で、これは名寄せが最終的にできそうか、できそうでないかという大まかな姿が見えてくるのではないだろうか。

したがって、この絵に書かせていただきましたように、名寄せの下をずっとたどっていきますと、名寄せできなかった記録の分類というところで大きな箱があって、中、ミシン目になっておりますけれども、名寄せできなかったと、ヒットしなかったという記録がど

うもこういうたぐいの記録ではないだろうか。したがって、これをどうやって今度は一つ一つに分解して整理をしていこうかと、その作業めどは20年3月末ぐらいに見えてくるんじゃないだろうかと期待しているというか、そのつもりでその作業を進めさせていただいているというのが、この絵に示された形でございますので、20年4月以降は、確かにお知らせをお送りして、そのお申し出をお受けするという作業が残っておりますけれども、どちらかというと、この大きな箱をきちんと小分けしていく作業というのを、むしろ20年4月以降にきちんとやっていこうということで考えております。

【岩瀬委員】 ということは、3月までには名寄せをした結果、全部、履歴は郵送するということになるわけですか。

【青柳運営部長】 はい。

【岩瀬委員】 しかし、これ、同一人かどうかをチェックするルールをつくらないといけないと思うんですけれども、これからおつくりになることになるんですか。

【青柳運営部長】 最終的に、同一人であるかどうかは、ご本人のお申し立てと私どもがいわば……。

【岩瀬委員】 いや、履歴を郵送するに当たって。名寄せでヒットしたと。だけど、同姓同名の人はいるかもしれないということです。

【青柳運営部長】 その点は、名寄せしたものについては、この記録はあなたのですと言って、全部の記録をそのままお届けするということになるのと、ほんとうに同一人かどうか確認ができませんから、私どもとしては、文章表現についてはまだ少し工夫が要ると思っておりますが、そういう可能性があるのも、あなたのご記憶の中で、お送りした履歴の中にはないものについて、ぜひお申し出をしていただけないかというのが名寄せのときの通知のイメージなんです。

したがって、それをごらんいただいて、そうすると、今度は、名寄せの際に、平成9年の際の作業とは、少し私どもも工夫をさせていただきます、具体的な事業所名、あるいは所在の市町村名を入れさせていただくことになりますから、そういう具体の事業所名なり市町村名をごらんいただいた中で、このあいている記録のところには、たしか私はこういう会社に勤めていたはずだというご記憶をより具体的に呼び起こしていただけるような工夫をしながら、そういう形で名寄せの通知をさせていただきます。

したがって、今、岩瀬委員がご懸念になったように、ほんとうに同一人かどうかということについては、それに基づいて、お申し出をいただいて、お申し出をいただいた中

身が私どもの整理したものと完全に一致したときに、同一人という確認ができるという、そんな感じで作業を進めさせていただこうと思っております。

【岩瀬委員】 なるほど。政府のパッケージは、順次、年金加入履歴を送付すると。年金加入履歴というのは、今、青柳さんがおっしゃったことなわけですか。

【青柳運営部長】 具体的な表現というか、示し方については、まだまだ少し工夫をして、よりわかりやすいものにしたいと思っておりますが、今も申しあげましたように、いつからいつまでどこの事業所に、あるいはどこの市町村で国民年金にお入りになっていたということの一覧をお送りするイメージで考えております。

したがいまして、もしその中に統合されていない記録があるとすれば、いわば穴があいた形の記録がお手元に届く形になりますので、その穴のあいたところをお申し出いただいて、一緒になって埋めていくということで考えさせていただいております。

【岩瀬委員】 そういう細かい作業工程はこれだとなかなか見えないので、全部出していただけないかなと思います。

それと、もう一つ気になるんですけれども、5,000万件名寄せするに当たって、100歳以上の人たちを名寄せから外すんじゃないかという話を聞いたんですけれども、そういうことはないですか。

【青柳運営部長】 現時点では考えておりません。

【岩瀬委員】 約2万5,000人？

【青柳運営部長】 はい。

【岩瀬委員】 なるほど、わかりました。

【住田委員】 今、100歳以上について、外す、外さないというお話があったんですけれども、戸籍の場合は、一定の年齢を満たしたら削除している場合もありまして、そういう意味では、国のほかの記録との整合性からしましても、あまり無駄なところに同じような形で煩瑣な作業を増やすということに対して、私はどうかと今お聞きして思ったんですけれども、いかがでしょうか。

【青柳運営部長】 年金の場合に、大変、ほかのそういった国の記録と異なる点がありますのは、いわゆる遺族年金という形で、亡くなった後も、それが別の方の年金給付に結びつく可能性というのを常に抱えております。

したがいまして、私どもは、そういう意味では、亡くなった方の記録というのも、亡くなったことが確認できれば、別の形で管理するということで、もちろん管理の仕方を変え

ますけれども、それが判明しない場合には、何らの形で持っていて、そのことがはっきりするまでは消除するというわけにはいかないという事情をご理解いただければと思うんですけれども。

【岩瀬委員】 社保庁で5,000万件のサンプル調査をしているというのを聞いたんですけれども、それはやっていらっしゃらないんですか。

【青柳運営部長】 サンプルについて、私ども現在正式に取り組んでおりますのは、ご存じのように、国民年金の特殊台帳の3,090件のサンプルをやらせていただきまして、これは国会にも、委員会にもご提出させていただきました。

それから、工程表の中にもというか、正確に言うと7月5日の取り決めの中にも書いてございますけれども、その中で、厚生年金の被保険者名簿について、やり方は工夫しつつも、一定のサンプル調査をした上で、具体的な突合作業をしようということも決めております。

【岩瀬委員】 やっているわけですか。

【青柳運営部長】 まだ厚生年金はやっておりません。

【住田委員】 今の100歳の消除と私は言ったつもりではなく、要するに、必要性の高いもの、緊急性の高いものとそうでないものと区分けして、作業の中で、大きな作業をまずは集約して、次いで小さな作業にするという工夫があってもよろしいんじゃないかという趣旨で申し上げたわけですし、遺族年金についてもそれはわかるんですが、やはり配偶者も同様に年齢を経てきておられるわけなので、必要性はどんどん減っていくわけですね。そういう意味で、いろんな、時期的な変更も加えて、優先するものと、ほんとうにマストになるものと、そこら辺を区分けするということが、システムの方に渡す前に、年金の中身をよくご存じの方が設計される必要があるのではないかと思って今申し上げた次第なんですけど、いかがなんでしょうか。

【青柳運営部長】 住田先生に言いわけばかり申し上げるようで大変心苦しいんですが、実は、年金の問題が、もう一つ、今新しく、長い記録を持たなきゃいけないということで、差し迫った問題になっておりますのが、いわゆる未支給年金の記録ということで、時効問題がこの記録の訂正に伴って非常に大きくクローズアップされたことに伴いまして、先立っての国会でも議員立法で、従来であれば、5年間たてば、支分権、年金の支払いそのものはしなくてもいいとなっていたものを、ずっと何十年にもわたってさかのぼってしなきゃいけないと法律が変わりました。

その関係で、ご本人の老齢年金を、ご本人が亡くなったときに、生活を一緒にしていた方に、例え40年、50年たったとしても、遺族の方にお払いをしなきゃいけないというものもございまして、また遺族年金が、そのことに伴って増額をしなきゃいけないという問題も出てきたりして、その意味で、100歳の方ということにすべて当てはまるかどうかはともかくといたしまして、長い間の記録を引き続ききちんと管理をし、また、今回、こういった名寄せも含めた整理の中で同様に扱わなきゃいけないという事情が1つまた追加されたということだけご理解賜ればと存じます。申しわけありません。

【岩瀬委員】 今の段階で、名寄せでどの程度ヒットするとお考えですか。

【村瀬社会保険庁長官】 全くわかりません。ですから、データとしては、前にお話しさせていただいたかと思えますけれども、平成9年以前に55歳未満で名寄せをやっているわけですね。あのときにどれぐらいの可能性かという、たしか900万というお話を申し上げたと思えますけれども、これが55歳未満の方々に、名寄せ対象者になった方々という形ですね。

ご存じのように、1つは、60歳未満の方々を抽出してくれば、この方々はどちらかといえますと、統合可能性が極めて強いわけですよ。一方、60歳以上の方々については、一度、裁定時に統合しているわけですね。そのとき、十分か不十分かはありますけれども、やっていると。そうなりますと、60歳以上の方々については少ないということはデータ上ありますけれども、今回の5,000万件について、そういう作業をした場合、どれくらいヒットするかということについては、正直申し上げてわからない。逆に、第1回目を我々としては早くやりたいと。それで、どんな感じかというのは見えてくる。

ただ、一方、先ほど申し上げましたように、現在の5,000万件内で同一人物がお見えになる可能性があるわけですね。これが内定することによって、件数を仮に人数という形で見ただけの場合に、相当減る部分は出てくるということは可能だろうと思っています。

【岩瀬委員】 わかりました。

またちょっと意地悪い質問をさせていただきたいんですけども、5,000万件の年金記録の解明作業の基本的な考え方、別添2なんですけれども、これはさっきご説明がありました、その3ページの(2)名寄せ作業後に行う解明作業というのがあったと思います。この名寄せ作業後に行う解明作業というのは、別に名寄せをやらなくても、現時点でやれる作業ではないのでしょうか。名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業と。(2)②なんてそう書かれているわけですね。

【青柳運営部長】 名寄せ前には、その前の2ページのところに並行して行う解明作業ということで幾つかのことを書かせていただきましたが、当然のことながら、5,000万件についても、これを期間別あるいは年齢別にきちんと整理をして、全体としてどんな状況になっているかということは、当然、作業としては必要だろうと思っております。

しかし、私どもは、作業をする中で、要するに、名寄せという形で統合の可能性のある方と、名寄せできなかった記録というものについては、ある程度、区分けをして考えていく必要があるんじゃないだろうかと。

まず、名寄せの可能性のあるものについては、例えばお便りをお届けしても、すぐにお返事をいただけないかもしれないと。そういうものについては、2度、3度、こちらからもお知らせをするなりという形で、少しフォローをしていかなきゃいけないという……。

【岩瀬委員】 要は、名寄せをした後の作業ですよ。

【青柳運営部長】 ええ。

【岩瀬委員】 これは、5,000万件の中から、死亡者データとか年金裁定後に反映されている記録を取り除くことができると。こういうのを取り除いて名寄せしたほうがより効率的なんじゃないでしょうか。

【青柳運営部長】 それは後先の問題だろうと思いますが、1つには、名寄せそのものをするによって、亡くなっている、さっき申し上げたように、遺族年金なり未支給なりにつながる可能性のある方がいるものですから、それを先に外したら、それでその方々については何もしなくていいということにはならないという問題は1つはございます。

それから、もう一つは、恥ずかしながら、例えば住基ネットの突合1つとっても、そういうものを死亡したかどうかということでやるためには、それなりの経費とか、もちろん手間あるいは人間というものも必要になってきますので、我々としては、そういうものを絞り込んだ後で、死亡であるかどうかということをやったほうが、先ほど住田先生に言われたので、すぐしり馬に乗るわけじゃないんですけども、いわば費用対効果という面でも、より効果的なやり方ができるのではなかろうかと現時点では思っておりますが、ただ、ご提案なりお考えとして、こういうほうがより効果的じゃないかというお考えがあれば、私どももそれを十分に参考にさせていただいて、よりよいやり方をとらせていただきたいと思います。

【岩瀬委員】 こういう記録を取り除いて捨てるんじゃなくて、これは5,000万件から外すと。名寄せはこっちでやりますよと。この記録はこの記録で精査するという形で

分類するわけですね。もう一つは、併給調整で別の年金を支給している人たちの記録も取り除くと、これはちょっと乱暴な言い方だと思うんですけども、外して分けると。そうすると、5,000万という数字がどの程度小さくなるのかというのでは、僕は相当イメージが変わったと思うんですよ。去年の2月に総理が指示をしたときに、まさにこういうことをやりなさいと。ここまで細かく指示はなかったけれども、意図としてはこういうことをやりなさいということだと思うんですよ。違いますでしょうか。

**【青柳運営部長】** これは前回も申し上げたかもしれないんですけども、5,000万という記録は、機械の中に入っているデータなものですから、つまりデータとして、これをそういうふうに突き合わせをしたり何なりするという処理をすることと、5,000万のうちの一つ一つの記録をどうやって扱っていくかということは、先生方はなかなかイメージしていただけないかもしれませんが、作業として質の違うものなんですね。

つまり、データとして機械の中で突き合わせをして、このデータはこういうデータだと処理をしていくということは、お金と時間をかければ、今度の名寄せのようにある程度できると思うんですが、そこから今度は、漏れてきた記録一つ一つをどういうふうに分類していくか、どういうふうに掘り起こしていくか、消し込みをかけていくかという作業は、機械でやる作業とは別の作業なので、私どもは、まず機械でやる作業でできることはやった上で、今度は一つ一つの記録を丁寧に区分けしていく作業をするという手順をとらせていただけたらいいかなと思っております。

**【岩瀬委員】** では、機械で名寄せをかけて、それで、その後、こういう作業をすると。だけど、今までの説明とちょっと違うんじゃないでしょうか。こういう分類はもう既に済んでいるというお話ではなかったんでしょうか。

**【青柳運営部長】** ちょっとどういうご説明をお耳にいたしているのかわからないのですが、データをデータとして分類するということは、先ほど申し上げましたが、この資料でいえば、本文の2ページ目のところにもあるように、専門家チームの協力も得ながら、例えば名寄せをする作業と並行して、5,000万件のデータを別のサーバーに移して、データとしての特性を見たり、解析をするということはもちろんいたします。ただ、これは、一つ一つのデータについてそれをどう扱っていくかということではなくて、5,000のデータ全体の例えば特性を調べたり、わかりやすく言えば、先ほど彼が説明したように、既にやったような生年月日別の分類を試みたりという、これは当然いたしますし、それから、2ページに書いてあるように、5,000万件は、今度は、加入期間と年齢で

きちんと分類をしていくという形のデータ処理をするということはいたします。しかし、それはあくまでも、データを全体として分析したり分類をしたりするという作業であって、3ページに書かれてあるように、名寄せの結果出てきたものを一つ一つ消し込みをかけたリ、いろんなものに結びつけたり、後を追いかけていったりするという作業とは質的に違うものですから、そこは区別してご理解いただけませんか。

【村瀬社会保険庁長官】 今、岩瀬さんおっしゃったというのは、多分、検証委員会等でも、現在、5,000万件の中身のうちで、本来年金の受給権に結びつかないであろうという形で例示させていただいているんですね。平成8年以前に年金を受給されていて、もう既に死亡された方のデータ。それとか、脱退一時金を受給されている方のデータとか、そういう部分はお話しさせていただいています。ただ、具体的にその数値が幾らなのか、それからまた、その数値はほんとうに未支給年金等も含めてつながらないのかどうか、データ上持っている数値としてこういうのが考えられますと。これは申し上げていたんですよね。

【岩瀬委員】 数字は確定していないけれどもということですね。

【村瀬社会保険庁長官】 ええ。だから、問題は、こういうものを当然解明チームの中ではデータを見ていきますけれども、それがイコールすべて分類したことによって、5,000万がすべてなくなって、その人たちは全く何もしなくていいですよというのは、多分、名寄せをやって並行していかないと答えが出てこないのではないとか。ここは解明チームの中で、よく打ち合わせをしながらやりたいと思っていますけれども、どちらにしても、名寄せをした上で、並行作業でやっていますから、その部分の中で、さらに深堀りができるのであれば、当然していけばいいんだろうと。

【岩瀬委員】 では、わかりました。

青柳さんが今おっしゃったように、分けて考えるべきであるというのであれば、分けて考えるので、そういう作業はしませんと。つまり、分けて考えてくださいということは、当時、官邸に説明してもよかったんじゃないかなと思うんですけどね。

だから、5,000万の内訳を精査しろということにまた戻るわけですけども、指示を受けて、精査に関して何もされなかったと。となると、やっぱり不信感を持つんでしょうということですけども。不信感がある以上は、何をやると言っても、ほんとうかなという疑念を持たざるを得ないということになるんじゃないでしょうか。

【青柳運営部長】 何を申し上げても言いわけになるので、私もその当時のこと、定か

に記憶していることと、していないことがございますけれども、まず、私どもとしては、たしかその当時、時期は、総理の指示のあった時期と前後関係、必ずしも明確でございませぬけれども、大臣が委員会の席上で、野党の方から、むしろ2ページの解析に近いデータの分類をするべきではないかというお尋ねをいただいたことに対して、それはやると、しかし、優先順位に関して言えば、むしろ名寄せを中心とした作業を優先的にやりたいので、いわば合間という表現をされたか、正確な言い方は覚えておりませぬけれども、むしろ、そういう優先順位で物事は考えたいということをご答弁された記憶がございます。

したがいまして、我々は、それをいいことに何もやっていなかったんじゃないかというおしかりを受けるとすれば、これは甘受しなければならぬかと思いますが、当時から、私どもの中での考え方は、まずは、名寄せの作業というのを最優先にやって、ご通知をするということがプライオリティーとして一番じゃないだろうか。その上で、いわば合間を縫って5,000万件のデータをデータとして分析するという作業をやっていく必要があるのではないかと、こういう認識であったと記憶しております。

【岩瀬委員】　　そうですか。でも、前回、青柳さんは、5,000万件の中身をいじっても何の意味もないんだと。だから、もともとやる気はなかったというご趣旨の発言をされていた。揚げ足をとるようで申しわけないけれども。

【青柳運営部長】　　もし、そういうご理解を賜ったとすれば、私の表現力のつたなさということで、おわびを申し上げなければならないと思いますが、私の記憶では、前回、大臣もそういう認識をお持ちだったので、我々としては、優先順位をそのように考えておったということを申し上げたと記憶しております。

表現が十分でなくて伝わらなければ、大変申しわけなかったと思います。おわびを申し上げます。

【村岡委員】　　今の岩瀬委員の話に関係するんですけど、別にフォローしようと思いませんから、ご安心ください。

結局、はっきり言えば、過去は置いておいて、やってみなきゃわからないことをこれからやるわけですね。そうすると、適当なポイントごとにチェックポイントがあつて、そのときにどれだけのことがわかっているべきである、または、わかっていたらこっちへ行くとかいう、もちろん、終わりまでわかっていたら、繰り返しすべてできるわけですから、そうでなくても、ある程度、近々はこういうことをやったら、これがわかるはずである、わからないときはこうするというのがある程度出ていて、管理する側という言葉は使いた

くないんですけども、仮にこれが我々でなくても、世の中一般でも管理するときに、そういうチェックポイントごとに管理するということになると思うんですね。

そういう意味で、これは我々の責務かもしれないけれども、そういう工程管理のためのチェックポイントというのを我々も考えなければいけないと思いますし、もちろん、社保庁さんにもそれにご協力いただいて、そういうことを出していただいて、お互いに、この時点ではここまでうまくいったねとか、これはちょっとまずかったから、こっちへ行ったらいいんじゃないのという議論ができるようにするのがいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでございましょう。これは委員長に対する質問です。

**【葛西委員長】**　そうですね。作業のスケジュールでいうと、8月の時点、12月の時点、来年の3月末の時点で、それぞれこういうことをやるという話が決まっているわけですね。

現在の作業の進捗状況というのは、スケジュールに対して、ゆとりを持って進みつつあるのか、それとも、ぎりぎりのラインでいるのか、あるいはおくらしているのか、そういうところはすごく大事だと思うんですね。20年3月の段階で、名寄せが終わって、そのときに計画されているお手紙が出せる形になっているということなんだけれども、その間、一体どこでもって進捗状況を我々は理解すればいいのかというところがなかなか分からない。途中であるのか、毎月1回ずつぐらい進捗を見るべき、指標になるような一里塚みたいなものがあるのかどうか、あればより安心であり、そうでなければ、12月までにはシステムができ、そして民間と一緒にやってやる分析作業が一応の成果を上げて名寄せに入れるということになるという、これが1つの節目になるんでしょうけど、その辺、どうなんでしょうか。

**【青柳運営部長】**　具体的に何月というところまで、私ども、現時点でなかなかイメージはしにくいんですが、ただ正直申し上げまして、プログラム開発が終わって、名寄せをスタートするときには、もう少しいろんなことが、例えばさっき岩瀬委員からお話がございました、一体どのくらいの件数が名寄せでヒットするんだろうかというあたりも、正直申し上げて、大体見通しが立っておりませんと、具体的な、そのための人員配置であったり、あるいは相談体制を組むということができませんので、当然のことながら、私どもはその時点では、少なくとも、そういう見通しが立っているということだろうと現時点でも思っております。

したがいまして、繰り返しになって大変恐縮ですが、いつというところまでのお約束は、

なかなかしがたいところがございますが、そういう形で、いろんなものがある程度進捗して、そのことによって、次のステップの準備が整ってくる、こういう節目というのは、当然、やってこようかと思いますので、それは、こちらの監視等委員会のスケジュールと私どものそういったものをうまくあわせながら、ご報告をできるものはしていくというのが基本的な姿勢ではないかと現時点では思っております。

【磯村委員】 今のお話に関連しまして、社会保険庁長官さんや厚労省の年金局長さんは定例的な記者会見をやっていらっしゃると思いますか。やっていらっしゃらない。定例的なですよ。いい悪いじゃなくて。

【村瀬社会保険庁長官】 今まで社会保険庁改革ということで、定例的に記者懇はやっておりましたが……。

【磯村委員】 いやいや、記者懇談会？

【村瀬社会保険庁長官】 はい。

【磯村委員】 非公式の？

【村瀬社会保険庁長官】 ええ、そうです。

【磯村委員】 公式の記者会見。

【村瀬社会保険庁長官】 それは何かある都度ですから、今回はまだ一切やっておりません。

【磯村委員】 そうですね。ぜひ、今の委員長のお話に関連して、定期的な記者会見を年金局長同席でやっていただくようお願いしたいなと思っております。

理由は、実は、来年3月末までの5,000万件の名寄せについては、政府広報でも名寄せを完了しますと、こうなっていますね。私の理解では、完了ということは、すぐに給付に結びつく記録ができると国民一般は理解しているわけですよ。私はそのように思っています。現に、私どもの仲間に聞きますと、何か今度の3月末であらかたきれいになるらしいねと非常に好意的に期待を持って見ているわけですよ。

ところが、今の社会保険庁さんのスケジュールからしますと、そうはなっていません。これはもうしょうがないんですね。村瀬さんおっしゃるように、やってみなきゃわからん部分がありますから。ですから、一人残らず、少なくとも5,000万件相当分が完全に来年の3月までに給付にすぐ結びつく記録に統合されるとは私も思っておりません。

では、3月末に今のまま進んだら、現状どうなるか。5,000万件というのが何千万人に該当するのかやってみなきゃわかりませんが、多分、2,000万人とか3,0

000万人の人に郵便が行くでしょう。行きますと、住所が間違っているから返ってくるのがおそらく何百万通かあります。これはしようがないんですね。

【村瀬社会保険庁長官】 基本的に、基礎年金番号と統合しますから、基礎年金番号はご存じのように住所については、受給者の分については大丈夫です。問題は、厚生年金の部分だけなんです。

【磯村委員】 いや、多分返ってくるだろうとおっしゃっておられるんですよ。

【村瀬社会保険庁長官】 だから、トータル合わせて5%、1割というのは、そういう部分ですよ。

【磯村委員】 かつ、今度は、到着しても返事を出さない人もいますよね。そうすると、3月末までに給付にすぐ結びつく記録に統合されることは、まず無理なんです。そうすると、そのギャップ。国民の期待と現実とのギャップを埋める手だてをやっていくべきと思うんですね。

そうすると、皆さん方が定期的に、今ここまで進みました、今こうやっています。しかし、現実には、これで1億人全部の名寄せが完全に終わるわけじゃありません。私どもは決してうそはついておりませんが、また、政府もいいかげんなことを言っているわけじゃありませんけれども、現実はどうなんですということをこれから毎月、せめて月に2回は皆さん方がお顔を出されて、マスメディアに現実はどうなんですということを繰り返し繰り返し言って、国民のイメージを、3月末に全部がきれいになるんじゃないんだなと思ってもらえるようにしないと、来年の3月末は大変だと思います。

このギャップを埋めるのはだれかといったら、皆さん方なんです。

【住田委員】 もう一点だけ。やはり情報公開というのは、今回、国民の方々に安心していただくために非常に大事な作業だと思っておりますので、今の作業の進めぐあい、進捗状況とともに、やはりお金の問題、先ほどから私は気にしております、随意契約になっているものが多数というか、ほとんどだと思いますので、その中身について、どこまで詳細に公表されるかどうかはともかくとして、こちらにそれを見せていただきまして、それからあと、人員についても、外部の人たちに来ていただいたか、内部の方がどのぐらいたくさんの仕事を今回増加してやっていたらっしゃるか。これも国民として非常な関心事だと思いますので、そのあたりについても、随時いろんな形でお知らせをいただければと思います。

【磯村委員】 今、罪をみんな一身に、社会保険庁の村瀬さん以下がかぶっているのは、

これは僕は不自然と思う。なぜ年金局が出てこないのか。ですから、場合によったら、委員長、ぜひ、年金局長も村瀬さんの2週間に一遍の記者会見に同道するよということをお申し入れていただきたいなど、こんなふうに思っております。

【葛西委員長】 何らかの形で、だれがやるかは別として、安心をしてもらう説明をするということは大切だと思うんですね。ですから、それは、年金局長、社会保険庁長官というコンビネーションがいいのか、すべての統括者は厚生労働大臣であり次官ですから、次官の定例会見のときに、必要なら、年金局長を臨席させて話をするというやり方もあるし、そこはいろいろあると思うんですが、こういう作業をやって、ここまではやります。そこが今までお話ししていることの真意なんですよというのは明かされたほうがいいと思うんですね。

ちなみに、私自身がタッチした国鉄の合理化問題については、6万1,000人の人間に、一人残らず路頭に迷わせない雇用のあっせんをするということを総理大臣が言明いたしまして、国鉄余剰人員雇用対策本部という本部をつくって、各省次官全員が事務局を構成して進めたんですね。最初のうちは、ちっとも進まなかったんです。でも、だんだんやっているうちにいろんなことが見えてくるというのは、初めて前人未到のところに行くときは当然のことですから、そこは覚悟の中に入っているんだらうと思うんですね。ただ、それが、踏み込めないような障害になるかどうかというところの直感的判断というのは、上に立つ者の指導力とか俯瞰力とか大局観によって決まってくると思うので、その辺は、このマップどおりやれると思っていらっしゃると理解してよろしいんでしょうね。

とすれば、あとは、そのとおり進んでいますよということはどうわかってもらうかということであり、また先ほど村岡さんが言っていました、途中でいろんな風景が変わる、地形が変わる、人力の投入が必要になるというときには、機動的に対処するということは非常に必要だと思うんですね。比較的、平時の場合にはコストパフォーマンスが第一に来るんですが、今回の問題は、これは安全保障問題に近いテーマですから、必要な金は調達すると。まず、目標を倒すというか、達成するところを考えたほうがいいのかなと思うんですけどね。アカウントビリティーの話はその後に来る。平常運転に入ってからのことかもしれないと。

むしろ、コストパフォーマンスが考えられるぐらいゆとりがあれば大変いいことなんですよね。でも、もうそんなことは言っちゃられないという時期になったときに、予算も金も足りないから身動きがとれないので、ほどほどにしておいたということになると、す

ごくまずいというのがさっき村岡さんがご指摘になったところだと思うし、私は全くそのとおりだと思うんですね。会社なら、やっぱり、そのところは弾力的に、ほんとうにあつという間の決断をしてやるんですよ。官庁の場合、そこは難しいのはわかるけど、今回は非常事態だという認識を持たれるようにしないとイケない気がするんですね。

**【村岡委員】**　今のをフォローして、今回の件が出てから、私もシステムの専門家、はっきり言うと、社保庁システムを多少知っている人も含めていろんな人と相談していたんですが、結論だけ言うと当たり前の話で、中身にどういうエラーがあるかわからなければ、手は打てませんと。そうすると、知っているらっしゃるか、知り得る立場にあるのは、そこに座っていらっしゃる方しかいらっしゃらないわけですよ。

ですから、はっきり言います。座っていらっしゃる方がこれしかないとおっしゃれば、我々はそれを信じるわけしかない。それは重々おわかりになっていると思うので、そういうことを踏まえてぜひやっていただきたい。以上です。

**【葛西委員長】**　そうですね。ほんとうにそうだと思いますね。

**【住田委員】**　そういう意味では、国策として非常に重要なことであると。先ほど住基ネットとの連携に関しては、人手と費用が要るとおっしゃった。国策としては、あれは行政内部の協調として、ある程度、窓口は同じようなところが持っているわけですから、それに対する全面的なご協力をいただくぐらいのこと自体、法律改正が必要ならしていただくと。おそらく、そこまでそんな大きな手続は必要ないと思うんですけど。

最初に大きく網かけできないのかなと、それが不思議でならないわけなんですね。申しわけございません、できないことなら結構なんですけれども。

**【岩瀬委員】**　青柳さんがさっきおっしゃっていましたが、今、名寄せでヒットする件数が把握できないので、体制がまだ組めないんだということなんですけれども、こういうのは、大体、そういうヒットする件数がわからなくても、ある一定の体制を組んで、それは、件数が確定してくれば、予算を増やすとか減らすとか、そういうことをされているのではないかなと思うんですね。

結局、監視をするわけですから、いろいろなことをお聞きするし、いろいろなことをチェックするんですけども、そういう情報をいただかないと、さっき今別府さんがおっしゃったけれども、名寄せをしながら、1,430万件、36万件も処理をされると言われても、できるのかなという疑問を持ってしまうわけですよ。

だから、決意表明は決意表明でいいと思いますけれども、具体的に説得していただける、

納得できる材料というのは、とにかくどんどん出していただきたいんですよ。それがさっき磯村先生が言われたように、国民の安心につながるのではないかという気がします。だから、ここはどんどん出していただきたいと、そんな感じです。それはお願いします。

【村岡委員】 これはきょうの議論とは関係ないので、次の会かなんかのお願いなんです。最適化システムについては、コール・フォー・パティシペーションかプロポーザルか忘れてはいたけれども、官報に出ていますよね。それで、もちろん、最適化システムは最適化システムでいろいろ進めていただかなければいけないんでしょうけれども、素朴に考えますと、例えば新しいシステムで、では、再びデータについて、古いデータじゃないですよ、これから入ってくるデータについて、同じような問題が起こらないように、ちゃんと技術的に担保されているのかとか、例えば業務をいろいろ外注されるというか、アウトソーシングされるようですねけれども、どの範囲をアウトソーシングされるかによって、例えばセキュリティーをどこでどう守るとか、細かいかもしれませんが、いろんな問題が起こり得るわけですよ。

そういう意味で、今、詳細設計作業に入っても、それは途中で十分に対応できる問題であるというのかもしれませんが、または、踏みとどまって考え直さなきゃいけない問題であるというのかもしれませんが、その辺についても、次回になるのか次々回になるのかわかりませんが、ぜひご説明いただけたらと思います。

それと、これは多少微妙な問題かもしれませんが、先ほどの名寄せの随契は、住田委員には申しわけないんですけど、あれは随契しかないだろうなと思うんですが。

【住田委員】 だからこそきちんとやっていただきたい。

【村岡委員】 今度のシステムを知っているメーカーといえば、はっきり言って限られちゃうわけですね。その辺が非常に難しい問題になるとは思いますけれども、いわゆる入札の、そういうものでどう考えとかいうのがあると思いますので、別に私はここでどうするのがいいとかいうつもりはないんですけど、やっぱり説明責任というのはあるんだろうと思うので、ぜひその辺も教えてください。お願いします。

【葛西委員長】 よろしいでしょうか。

予定の時間が参りましたので、これで社会保険庁の皆様からのヒアリングを終わりにしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【村瀬社会保険庁長官】 最後によろしいですか。

【葛西委員長】 どうぞ。

【村瀬社会保険庁長官】 きょう実はここへ4人座らせていただいておりますけれども、今朝の新聞を見られた方はご存じかも知れませんが、総務部長と運営部長、24日付でかわる形になります。ただ、課長クラスは全部残しておりますので、実務的な問題では、一切、国民の皆さんにご迷惑をかけることはあり得ないという形で臨みたいと思っております。

それから、先ほど、各委員からいろいろお話がございましたけれども、我々としても、まず、1つの目安は、3月までに約束したことをしっかりやることと、積み残し案件について早期に1件ずつ解決していくことになりますから、これについて全力を挙げるつもりでありますので、それに対する工程表。節目節目で必要なものがあれば、おっしゃるように、お出しさせていただいた上でアドバイスをいただく。それで、修正しなければならないものは逆に修正していくと、こういう形で臨みたいと思っておりますので、ひとつ、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

【磯村委員】 でも、この大事なときに、お二人そろっての異動というのは違和感がありますね。

【村瀬社会保険庁長官】 これは決まり事でございますので。

【磯村委員】 抵抗すべきところは抵抗すべきだと思うんです。

【葛西委員長】 次回、9月10日ですね。これまでにいろいろ要請、注文のある部分もありますし、疑問を呈せられているところもありますので、次回にはまたそれに対してのご説明をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(社会保険庁退室)

【葛西委員長】 それでは、きょうは大変ありがとうございました。ほんとうに長時間、ありがとうございました。

以 上